

44 東京養育院医員時代の光田健輔につ

いて

平井 雄一郎

かつての「救らいの父」、そして現在は隔離政策最大の「責任者」、光田健輔の生涯をあきらかにしてくれる文献は自伝・評伝・資料集の類からハンセン病史をめぐる学術的著作・論文など間接的なものも含めると膨大な数にのぼる。ところでそれらの記述内容を詳細に比較・照合してみると、少なくとも青年期の事績をめぐっては矛盾・食い違いが少なからず見受けられる。さらに、通説として定着している事項であつても再検討に付されてよいもの、あるいは重要な意義を秘めながらも軽視されてきた史実もありうると考える。そこで報告者は、東京(市)養育院医員時代の光田、すなわち彼の職業人としての最初の履歴について、従来看過されてきた資料も可能なかぎり多く参照しながら独自に再構成し直してみ

た。その中からいくつか興味深い断片をここに紹介することにより、既知の光田像とその周辺について若干の修正・補足を試みてみたい。

①人事について——東京帝国大学医科大学病理学教室選科生であつた光田が「医科大学雇」および「付属医院勤務」として養育院勤務の辞令を交付されたのは一八九八年「七月」(光田が記憶を誤つた自伝およびそれに依拠している文献では「三月」となっている)、そしてその「医科大学雇」の身分を解かれ、「任東京市養育院医員」として専任に昇格したのは一九〇五年四月であり、これが一九〇八年五月の副院長昇進まで続く。ここでは「雇」期間が七年にわたつたというのは他の医員と比較して異例な長さであること、また専任以後の人事任命主体は市参事会であり、したがつて「養育院医員」としてのキャリアには形式上断絶が生じていたことに注意を喚起しておく。

②医政家・山根正次との関係について——光田は母校・済生学舎の後身であり、元警察官僚の衆議院議員・山根正次が校長を務める日本医学校で病理学の講座を一

九〇五年から〇八年まで担当したが、これは時期的に「癩予防ニ関スル法律」Ⅱ「明治四十年法律第十一号」成立の最終局面と重なっている。最終局面に向けて数年来議会の内外で最も精力的に活動を展開してきた人物こそ山根であり、原案が政府提出であった「第十一号」もその内容は前議会で山根らが提出した法案と実質的に同一であった。日本医学校の外でも数多くのハンセン病関係会合で対面していた光田にとり、同郷の実力者・山根の功績は傑出したものとして否応なしに認めざるをえなかったはずである。ところが晩年の光田の言によれば、「法律第十一号」の生みの親は渋沢栄一氏（※養育院長）と内務省衛生局長窪田静太郎氏」ということになり、一方で山根を回想したおそらく唯一の文章では「第十一号」については一切触れられていない。光田によるこうした意図的とも思える「記憶」の「忘却」が現在のハンセン病史における山根の過小評価の一因になっていると推断される。そうであると、なぜ光田がそのような「記憶」の「作為」を行うに至ったのか、という謎が残る。

③「回春病室」の成立時期について——光田の進言による養育院内への専門隔離病棟「回春病室」の設置は具体的な政策として、また象徴的な次元においてハンセン病史上画期的な出来事であるが、その年月は文献により一八九八年〜一九〇一年と異同がある。光田自身が「回春病室」その他の著作で明言しておらず、また当該時期の養育院の公文書も散逸しており、残念ながら現状では確定は困難である。ただ、一九〇二年以降の養育院敷地図は確認できる。それにより一つ推測しうるのは、「回春病室」という名称が定着したのは病棟設置のかなり後になってからではないかということである。「病室」の逸話がほぼ例外なく看護婦・石渡こと（一九〇二年三月に養育院奉職）についてとセットで語られることもこの推測を補強する。

（世界経済情報サービス）